附録第七号　戸籍記載例

番号	事件の種別		届出地	記載する戸籍	記載する欄	記載例
一	出生	1	嫡出子の出生届	本籍地	父母の戸籍	子の身分事項欄	令和四年壱月拾日東京都千代田区で出生同月拾四日父届出入籍㊞
		2	嫡出子の出生届	非本籍地	右同	右同	令和四年壱月拾日さいたま市浦和区で出生同月拾四日父届出同月拾八日同区長から通知入籍㊞
		3	右同（国籍留保とともに届出があった場合）	在外公館	右同	右同	令和九年九月拾五日ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市で出生同月弐拾日父国籍留保とともに届出同年拾月拾五日在サンパウロ総領事から送付入籍㊞
		4	右同（天災その他届出義務者の責めに帰することのできない事由により期間経過後に国籍留保とともに届出があった場合）	右同	右同	右同	令和拾参年壱月弐拾日ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市で出生同年四月参拾日父国籍留保とともに届出（責めに帰することのできない事由のため期間経過）同年五月弐拾日在サンパウロ総領事から送付入籍㊞
		5	戸籍法六十二条による嫡出子の出生届	本籍地	右同	右同	令和六年拾壱月参拾日東京都千代田区で出生同年拾弐月拾日父母届出入籍㊞
		6	嫡出子の出生届	非本籍地	右同	右同	令和六年拾壱月参拾日山梨県山梨市で出生同年拾弐月拾日父母届出同月拾四日同市長から通知入籍㊞

7	8	9	10	11	12	二 認知	13	14	15
嫡出でない子の出生届									
本籍地	非本籍地	非本籍地					父の本籍地		
母の戸籍	右同	母の新戸籍			母の従前の戸籍		父の戸籍	母の戸籍	父母の戸籍
右同	右同	戸籍事項欄	母の身分事項欄	子の身分事項欄	母の身分事項欄		父の身分事項欄	子の身分事項欄	父の身分事項欄
令和五年弐月弐拾壱日京都市北区で出生同年参月弐日母届出入籍㊞	令和五年弐月弐拾壱日千葉市中央区で出生同年参月弐日同居者丙原正作届出同月五日同区長から通知入籍㊞	令和六年拾弐月拾日編製㊞	子の出生届出令和六年拾弐月拾日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和六年拾壱月弐拾八日京都市北区で出生同年拾弐月弐日母届出同月拾日同区長から通知入籍㊞	令和六年拾弐月弐日子の出生届出同月拾日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞		令和四年壱月八日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知届出㊞	令和四年壱月八日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍義太郎認知届出同月拾日同区長から通知㊞	令和拾八年参月五日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知届出㊞
				右同（母につき新戸籍を編製する場合）				認知届	右同

16	17	18					19	20	21	22	23
（子が嫡出子の身分を取得する場合）	裁判による認知届						夫婦が十五歳以上の未成年者を養子とする縁組届				
右同	子の本籍地						養親の本籍地				
子の戸籍	父の戸籍	母の戸籍					養親の戸籍		養子の縁組前の戸籍	養親の戸籍	
子の身分事項欄	父の身分事項欄	子の身分事項欄					養父母の各身分事項欄	養子の身分事項欄	右同	養父母の各身分事項欄	養子の身分事項欄
令和拾八年参月五日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎認知届出同月七日同区長から通知父母との続柄訂正㊞	令和四年弐月拾四日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出同月弐拾壱日同区長から通知㊞	令和四年弐月拾四日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍義太郎認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出㊞					令和四年壱月拾参日妻(夫)とともに乙川英助を養子とする縁組届出㊞	令和四年壱月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出大阪市北区西天満二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍㊞	令和四年壱月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出同月拾五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	令和五年六月拾日妻(夫)とともに乙川英助を養子とする縁組届出㊞	令和五年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出(代諾者親権者父母)東京都千代田区永田町二丁目五番地乙川孝助戸籍から入籍㊞

三　養子縁組

24	25	26	27	28	29	30	31	32
		夫婦の一方が他方の同意を得て養子をする縁組届		配偶者を有しない者が養子をする縁組届（養親につき新戸籍を編製する場合）				
		右同				右同		
養子の縁組前の戸籍	養親の戸籍		養子の縁組前の戸籍	養親の新戸籍		養親の従前の戸籍	養親の戸籍	
右同	養親の身分事項欄	養子の身分事項欄	右同	戸籍事項欄	養親の身分事項欄	右同	特別養子の身分事項欄	戸籍事項欄
令和五年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出（代諾者親権者父母）東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	令和拾弐年壱月拾八日乙川英助を養子とする縁組届出㊞	令和拾弐年壱月拾八日甲野梅子の養子となる縁組届出大阪市北区西天満二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍㊞	令和拾弐年壱月拾八日甲野梅子の養子となる縁組届出同月弐拾五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	令和弐年九月九日編製㊞	令和弐年九月九日乙川英助を養子とする縁組届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和弐年九月九日乙川英助を養子とする縁組届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞	令和拾参年参月拾五日民法八百十七条の二による裁判確定同月弐拾日父母届出京都市北区小山初音町十八番地甲野英助戸籍から入籍㊞	令和拾参年参月弐拾六日編製㊞ 令和拾参年参月弐拾六日消除㊞

33	34	四養子離縁	35	36	37	38	39	40
夫婦が戸籍を異にする者を特別養子とした縁組届	右同							
特別養子の新戸籍	特別養子の従前の戸籍		養子の縁組前の戸籍		養親の戸籍		養子の新戸籍	養親の戸籍
特別養子の身分事項欄	右同		養子の身分事項欄	養父母の各身分事項欄	養子の身分事項欄	戸籍事項欄	養子の身分事項欄	右同
令和拾参年参月拾五日甲野義太郎同人妻梅子の特別養子となる縁組の裁判確定同月弐拾日父母届出同月弐拾六日東京都千代田区長から通知京都市北区小山初音町十八番地乙川孝助戸籍から入籍東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	令和拾参年参月拾五日特別養子となる縁組の裁判確定同月弐拾日養父母届出同月弐拾六日東京都千代田区長から通知京都市北区小山初音町十八番地に甲野の氏の新戸籍編製につき除籍㊞		令和四年壱月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出同月参拾日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和四年壱月弐拾七日妻(夫)とともに養子英助と協議離縁届出同年弐月壱日京都市北区長から通知㊞	令和四年壱月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出同年弐月壱日京都市北区長から通知大阪市北区西天満二丁目六番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	令和五年弐月五日編製㊞	令和五年弐月弐日養父甲野義太郎と協議離縁届出同月五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和五年弐月弐日養父甲野義太郎と協議離縁届出京都市北区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍㊞

右 養子の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は養子が新戸籍編製の申出をした場合 同

十五歳以上の養子が養親と同一の戸籍にある場合の協議離縁届

養親の本籍地

非本籍地

41	42	43	44	45	46	47	48
十五歳未満の養子の協議離縁届			養親死亡後の離縁届		養子死亡後の離縁届		裁判による離縁届
右同			離縁後の本籍地		養親の本籍地		右同
養子の縁組前の戸籍	養親の戸籍		養子の縁組前の戸籍	養親の戸籍	右同	養子の縁組前の戸籍	
右同	養親の身分事項欄	養子の身分事項欄	右同	右同	養父母の各身分事項欄	養子の身分事項欄	養父母の各身分事項欄
令和参年六月参日養父甲野義太郎と協議離縁届出(協議者親権者となるべき父母)同月五日京都市北区長から通知同区小山初音町二十番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和参年六月参日養子英助と協議離縁届出㊞	令和参年六月参日養父甲野義太郎と協議離縁届出(協議者親権者となるべき父母)東京都千代田区永田町二丁目五番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	令和六年七月拾五日養父甲野義太郎養母亡梅子と離縁届出横浜市中区昭和町十八番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和六年七月拾五日養父亡甲野義太郎養母亡梅子と離縁届出同月拾八日大阪市北区長から通知同区老松町二丁目六番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	令和拾壱年七月拾五日妻(夫)とともに養子亡英助と離縁届出㊞	令和参年八月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と離縁の裁判確定同年九月壱日養父母届出同月参日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和参年八月弐拾七日妻(夫)とともに養子英助と離縁の裁判確定同年九月壱日届出㊞

49	50	51	52	53	54	55	56	57
	離縁の際の氏を称する届 （離縁の届出と同時に養子から届出があり新戸籍を編製する場合）			右同 （離縁により復籍した者から届出があり新戸籍を編製する場合）			右同 （離縁により新戸籍が編製されている者から届出があった場合において、他に在籍者がないとき）	
	右同			本籍地			右同	
養親の戸籍	養子の新戸籍		養親の戸籍	新戸籍		従前の戸籍	氏を称した者の戸籍	
養子の身分事項欄	戸籍事項欄	養子の身分事項欄	右同	戸籍事項欄	氏を称した者の身分事項欄	右同	戸籍事項欄	氏を称した者の身分事項欄
令和参年八月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と離縁の裁判確定同年九月壱日養父母届出大阪市北区西天満二丁目六番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	令和拾参年七月拾参日戸籍法七十三条の二の届出㊞ 令和拾参年七月拾七日編製㊞	令和拾参年七月拾参日養父甲野義太郎と協議離縁届出㊞ 同日戸籍法七十三条の二の届出同月拾七日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和拾参年七月拾参日養父甲野義太郎と協議離縁届出㊞ 同日戸籍法七十三条の二の届出京都市北区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍㊞	令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出㊞ 令和拾参年八月拾参日編製㊞	令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出京都市北区小山初音町二十番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出京都市北区小山初音町二十番地に「甲野」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出により氏変更㊞	令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出㊞

五　婚姻

58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
夫の氏を称する婚姻届						右婚姻前既に夫が戸籍の筆頭に記載されている場合同		右不受理の処分をした婚姻届について同	
夫の本籍地						右同		右同	
夫婦の新戸籍			夫の婚姻前の戸籍	妻の婚姻前の戸籍	夫の戸籍		妻の婚姻前の戸籍	夫の戸籍	
戸籍事項欄	夫の身分事項欄	妻の身分事項欄	夫の身分事項欄	妻の身分事項欄	夫の身分事項欄	妻の身分事項欄	右同	夫の身分事項欄	妻の身分事項欄
令和四年壱月拾日編製㊞	令和四年壱月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍㊞	令和四年壱月拾日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	令和四年壱月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	令和四年壱月拾日甲野義太郎と婚姻届出同月拾弐日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	令和六年参月壱日乙野梅子と婚姻届出㊞	令和六年参月壱日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	令和六年参月壱日甲野義太郎と婚姻届出同月八日東京都千代田区長から通知同区平河町二丁目十番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	令和六年七月拾九日乙野梅子と婚姻届出同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾壱日記載㊞	令和六年七月拾九日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾壱日記載㊞

68	69	70	71	72	73	74	75
受理を命ずる裁判があった場合	妻の氏を称する婚姻届				日本人女と外国人男との婚姻届		
	非本籍地				本籍地		
妻の婚姻前の戸籍	夫婦の新戸籍		妻の婚姻前の戸籍	夫の婚姻前の戸籍	日本人たる妻の新戸籍		日本人たる妻の婚姻前の戸籍
右同	右同	夫の身分事項欄	妻の身分事項欄	夫の身分事項欄	戸籍事項欄	妻の身分事項欄	右同
令和六年七月拾九日甲野義太郎と婚姻届出同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾参日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	令和五年弐月弐拾日甲野義太郎と婚姻届出同月弐拾参日横浜市中区長から通知京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	令和五年弐月弐拾日乙野梅子と婚姻届出同月弐拾参日横浜市中区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和五年弐月弐拾日甲野義太郎と婚姻届出同月弐拾参日横浜市中区長から通知京都市北区小山初音町二十番地に妻の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	令和五年弐月弐拾日乙野梅子と婚姻届出同月弐拾弐日横浜市中区長から通知京都市北区小山初音町二十番地に妻の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	令和八年壱月拾七日編製㊞	令和八年壱月拾七日国籍アメリカ合衆国ファンデンボッシュ、ウェイン(西暦千九百九拾六年壱月壱日生)と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	令和八年壱月拾七日国籍アメリカ合衆国ファンデンボッシュ、ウェイン(西暦千九百九拾六年壱月壱日生)と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞

76	77	78	79	80	81
右同 （婚姻前既に日本人女が戸籍の筆頭に記載されている場合）	婚姻の証書の謄本又は証明書の提出 （外国にある日本人男が外国人女と所在国の方式に従って婚姻した場合で婚姻前既に夫が戸籍の筆頭に記載されているとき）	父母の婚姻により子が嫡出子の身分を取得する場合の記載 （子が父母と同一の戸籍にあるとき）	右同 （子が父母と戸籍を異にするとき）	右同 （追完届による場合）	
非本籍地	在外公館				
日本人たる妻の戸籍	日本人たる夫の戸籍	父母の戸籍	子の戸籍	右同	妻の婚姻前の戸籍
右同	夫の身分事項欄	嫡出子の身分を取得した子の身分事項欄	右同	右同	妻の身分事項欄
令和八年壱月拾七日国籍アメリカ合衆国ファンデンボッシュ、ウェイン（西暦千九百九拾六年壱月壱日生）と婚姻届出同月弐拾弐日横浜市中区長から通知㊞	令和九年四月拾五日国籍アメリカ合衆国ベルナール、マリア（西暦弐千壱年壱月壱日生）と同国ニューヨーク州の方式により婚姻同月弐拾日証書提出同年五月拾五日在ニューヨーク総領事から送付㊞	令和拾八年壱月拾日父母婚姻届出父母との続柄訂正㊞	令和拾八年壱月拾日父母婚姻届出同月拾参日東京都千代田区長から通知父母との続柄訂正㊞	令和拾八年壱月拾日父母婚姻届出同月弐拾六日父母追完届出同月参拾日東京都千代田区長から通知父母との続柄訂正㊞	令和八年五月拾四日夫甲野義太郎との婚姻取消の裁判確定同月拾八日請求同月弐拾日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞

82	婚姻取消の記載請求	夫の戸籍	夫の身分事項欄	令和八年五月拾四日妻梅子との婚姻取消の裁判確定同月拾八日請求㊞	六離婚				
83			妻の身分事項欄	令和八年五月拾四日夫義太郎との婚姻取消の裁判確定同月拾八日請求京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊞					
84	夫の氏を称する婚姻をした夫婦の協議離婚届	夫婦の本籍地	妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	令和四年壱月参拾日夫甲野義太郎と協議離婚届出同年弐月日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞				
85			夫婦の戸籍	夫の身分事項欄	令和四年壱月参拾日妻梅子と協議離婚届出㊞				
86				妻の身分事項欄	令和四年壱月参拾日夫義太郎と協議離婚届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊞				
87	右同		妻の新戸籍	戸籍事項欄	令和五年弐月九日編製㊞				
88	妻の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は妻が新戸籍編製の申出をした場合	右同		妻の身分事項欄	令和五年弐月五日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月九日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞				
89			夫婦の戸籍	右同	令和五年弐月五日夫義太郎と協議離婚届出京都市北区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍㊞				
90			妻の婚姻前の戸籍	右同	令和七年四月拾日夫甲野義太郎と離婚の裁判確定(調停成立、和解成立、請求認諾)同月拾四日届出同月弐拾日横浜市中区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞				

91	夫の氏を称する婚姻をした夫婦の裁判（調停、和解、請求の認諾）による離婚届	非本籍地	夫の戸籍	夫の身分事項欄	令和七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定（調停成立、和解成立、請求認諾）同月拾四日妻届出同月拾八日横浜市中区長から通知㊞				
92				妻の身分事項欄	令和七年四月拾日夫義太郎と離婚の裁判確定（調停成立、和解成立、請求認諾）同月拾四日届出同月拾八日横浜市中区長から通知京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊞				
93	離婚の際の氏を称する届（離婚の届出と同時に妻から届出があり新戸籍を編製する場合）	夫婦の本籍地	妻の新戸籍	戸籍事項欄	令和参年七月四日戸籍法七十七条の二の届出㊞ 令和参年七月六日編製㊞				
94				妻の身分事項欄	令和参年七月四日夫甲野義太郎と協議離婚届出㊞ 同日戸籍法七十七条の二の届出同月六日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞				
95			夫婦の戸籍	右同	令和参年七月四日夫義太郎と協議離婚届出㊞ 同日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍㊞				
96			新戸籍	戸籍事項欄	令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出㊞ 令和参年八月七日編製㊞				
97	右離婚により復籍した者から届出があり新戸籍を編製する場合	本籍地		氏を称した者の身分事項欄	令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊞				
98			従前の戸籍	右同	令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小山初音町二十番地に「甲野」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞				
99	右離婚により新戸籍が編製されている者から届出があった場合において、他に在籍者がないとき	右同	氏を称した者の戸籍	戸籍事項欄	令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出により氏変更㊞				
100				氏を称した者の身分事項欄	令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出㊞				

101	協議離婚に当たり未成年の子の親権者に関する記載（子が父又は母と同一の戸籍にある場合）		父又は母の戸籍	子の身分事項欄	令和四年壱月参拾日親権者を父と定める旨父母届出㊞		
102	右（子が父又は母と戸籍を異にする場合）同		子の戸籍	右同	令和四年壱月参拾日親権者を父と定める旨父母届出同年弐月参日東京都千代田区長から通知㊞		
103	裁判上の離婚に当たり未成年の子の親権者に関する記載（子が父又は母と同一の戸籍にある場合）		父又は母の戸籍	右同	令和七年四月拾日親権者を母と定められる㊞		
104	右（子が父又は母と戸籍を異にする場合）同		子の戸籍	右同	令和七年四月拾日親権者を母と定められる同月拾四日母届出同月拾九日横浜市中区長から通知㊞		
七 親権及び未成年者の後見							
105	協議による親権者指定届	本籍地	子の戸籍	子の身分事項欄	令和四年壱月拾弐日親権者を父と定める旨父母届出㊞		
106	裁判による親権者指定届	非本籍地	右同	右同	令和五年弐月六日親権者を父と定める裁判確定同月九日父届出同月拾壱日横浜市中区長から通知㊞		
107	親権者変更届	本籍地	右同	右同	令和六年参月七日親権者を母に変更の裁判確定同月拾参日母届出㊞		

108	親権（管理権）喪失の審判確定による嘱託		右同	右同	令和弐拾四年六月壱日父親権（管理権）喪失の審判確定同月四日嘱託㊞
109	親権停止の審判確定による嘱託			右同	右同	右同	令和弐拾四年六月壱日父親権停止（停止期間二年間）の審判確定同月四日嘱託㊞
110	親権（管理権）喪失の審判取消届		本籍地	右同	右同	右同	令和弐拾五年九月参日父親権（管理権）喪失の審判取消の裁判確定同月九日同人親族乙原清吉届出㊞
111	親権停止の審判取消届		右同	右同	右同	右同	令和弐拾五年九月参日父親権停止の審判取消の裁判確定同月九日同人親族乙原清吉届出㊞
112	親権（管理権）辞任届		右同	右同	右同	右同	令和九年六月拾参日父親権（管理権）辞任届出㊞
113	親権（管理権）回復届		右同	右同	右同	右同	令和拾年七月拾五日父親権（管理権）回復届出㊞
114	親権者の職務執行停止及び代行者選任の裁判発効による嘱託			右同	右同	右同	令和五年拾月拾九日親権者母の職務執行停止及び代行者東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野梅吉選任の裁判発効同月弐拾四日嘱託㊞
115	親権者の職務執行停止及び代行者選任（改任）の裁判失効による嘱託 親権者の指定、変更の裁判確定の場合			右同	右同	右同	令和五年弐月弐拾日親権者を父と定める裁判（親権者を父に変更の裁判）確定により親権者母の職務執行停止の裁判失効同月弐拾参日嘱託㊞
116	右同（その他の場合）			右同	右同	右同	令和六年参月拾壱日親権者母の職務執行停止の裁判失効同月拾六日嘱託㊞
117	親権者の代行者改任の裁判発効による嘱託			右同	右同	右同	令和六年七月七日親権者母の代行者を東京都千代田区永田町二丁目五番地乙原高助に改任の裁判発効同月拾弐日嘱託㊞

118	119	120	121	122	123
未成年者の後見開始届 （未成年後見人が法人である場合を除く。）	未成年者の後見開始届 （未成年後見人が法人である場合）	未成年後見人（法人を除く。）選任の裁判確定による嘱託 （親権喪失、親権停止の場合）	未成年後見人（法人）選任の裁判確定による嘱託 （親権喪失、親権停止の場合）	未成年後見人（法人を除く。）選任の裁判確定による嘱託 （管理権喪失、行方不明、長期不在等の場合）	未成年後見人（法人）選任の裁判確定による嘱託 （管理権喪失、行方不明、長期不在等の場合）
非本籍地	右同				
未成年者の戸籍	右同	未成年被後見人の戸籍	右同	右同	右同
未成年者の身分事項欄	右同	未成年被後見人の身分事項欄	右同	右同	右同
令和弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため）千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に就職同月弐拾参日届出同月弐拾五日同区長から通知㊞	令和弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため）東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に就職同月弐拾参日届出同月弐拾五日千葉市中央区長から通知㊞	令和弐拾五年九月拾八日千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	令和弐拾五年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	令和弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため）千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	令和弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため）東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞

124	125	126	127	128	129	130	131
未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定による嘱託	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消の裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの取消の裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消の裁判確定による嘱託	未成年後見人辞任許可の裁判確定による嘱託	未成年後見人解任の裁判確定による嘱託
右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同
右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同
令和弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	令和弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	令和弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	令和弐拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消の裁判確定同月七日嘱託㊞	令和弐拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限単独行使の定めの取消の裁判確定同月七日嘱託㊞	令和弐拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限分掌行使の定めの取消の裁判確定同月七日嘱託㊞	令和弐拾四年八月弐拾四日未成年後見人甲原孝吉辞任許可の裁判確定同月弐拾七日嘱託㊞	令和弐拾四年拾壱月九日未成年後見人甲原孝吉解任の裁判確定同月拾四日嘱託㊞

132	未成年後見人地位喪失届（死亡の場合）	本籍地	右同	令和弐拾四年拾月七日未成年後見人甲原孝吉死亡未成年後見人乙原高助同月拾五日地位喪失届出㊞					
133	未成年者の後見終了届	右同	右同	令和拾四年拾壱月壱日成年に達したため未成年者の後見終了同月九日届出㊞					
134	未成年後見監督人（法人を除く。）就職届	右同	右同	令和拾六年壱月八日東京都千代田区永田町二丁目五番地甲川芳吉同籍松子未成年後見監督人に就職同月拾壱日届出㊞					
135	未成年後見監督人（法人）就職届	右同	右同	令和弐拾四年六月八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人乙未成年後見監督人に就職同月拾壱日届出㊞					
136	未成年後見監督人（法人を除く。）選任の裁判確定による嘱託		右同	令和弐拾五年九月拾八日東京都千代田区永田町二丁目五番地甲川芳吉同籍松子未成年後見監督人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞					
137	未成年後見監督人（法人）選任の裁判確定による嘱託		右同	令和弐拾五年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人乙未成年後見監督人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞					
八 死亡及び失踪									
138	死亡届	本籍地	死亡者の戸籍	右同	死亡者の身分事項欄	令和四年壱月九日午後八時参拾分東京都千代田区で死亡同月拾壱日親族甲野義太郎届出除籍㊞			
139	右（全員除籍により戸籍を消除する場合）同	非本籍地	右同		戸籍事項欄	令和五年弐月拾日消除㊞			
140					死亡者の身分事項欄	令和五年弐月六日午前五時横浜市中区で死亡同月九日同居者丙原正作届出同月拾日同区長から通知除籍㊞			

141	配偶者の死亡による婚姻解消に関する記載								
		右同	生存配偶者の身分事項欄	令和四年七月六日夫死亡㊞					
142	失踪宣告届	本籍地	失踪者の戸籍	右同	失踪者の身分事項欄	令和四年参月拾日死亡とみなされる令和六年八月五日失踪宣告の裁判確定同月七日弟甲野啓次郎届出除籍㊞			
143	配偶者の失踪による婚姻解消に関する記載								
		右同	生存配偶者の身分事項欄	令和四年参月拾日夫死亡とみなされる㊞					
144	失踪宣告取消届	本籍地	右同	右同	失踪者の従前の身分事項欄	令和拾弐年九月弐拾壱日失踪宣告取消の裁判確定同月弐拾六日妻届出失踪の記載消除㊞			
145	失踪宣告の取消により婚姻解消事項を消除する場合の記載								
		右同	失踪者の配偶者の身分事項欄	令和拾弐年九月弐拾六日夫失踪の記載消除㊞					
九	生存配偶者の復氏								
146	生存配偶者の復氏届	復氏後の本籍地	婚姻前の戸籍	復氏者の身分事項欄	令和六年壱月七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞				
147			婚姻後の戸籍	右同	令和六年壱月七日婚姻前の氏に復する届出同月拾日京都市北区長から通知同区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊞				
148	右復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合同	右同	新戸籍	戸籍事項欄	令和五年弐月拾七日編製㊞				
149				復氏者の身分事項欄	令和五年弐月拾七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞				
150			婚姻後の戸籍	右同	令和五年弐月拾七日婚姻前の氏に復する届出同月拾九日京都市北区長から通知同区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍㊞				

一〇　姻族関係の終了

151	
姻族関係終了届（夫が亡妻と同一戸籍にある場合）	
本籍地	
生存配偶者の戸籍	
生存配偶者の身分事項欄	令和五年壱月七日亡妻梅子の親族との姻族関係終了届出㊞

一一　推定相続人の廃除

152	153
推定相続人廃除届	推定相続人廃除取消届
廃除された者の本籍地	右同
廃除された者の戸籍	右同
廃除された者の身分事項欄	右同
令和四年九月拾四日父甲野義太郎の推定相続人廃除の裁判確定同月拾五日父届出㊞	令和五年拾月八日父甲野義太郎の推定相続人廃除取消の裁判確定同月拾五日父届出㊞

一二　入籍

154	155	156
父母の氏を称する入籍届		
本籍地		
父母の戸籍	子の従前の戸籍	
子の身分事項欄	右同	戸籍事項欄
令和拾参年拾月壱日父母の氏を称する入籍届出同月五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和拾参年拾月壱日父母の氏を称する入籍届出京都市北区小山初音町十八番地乙野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	令和拾参年四月拾弐日編製㊞

166	165	164	163	162	161	160	159	158	157
	父の氏を称する入籍届（父につき新戸籍を編製する場合）					右同（配偶者とともに届出があった場合）			
	入籍後の本籍地					右同			
子の復籍すべき戸籍	子の従前の戸籍	父の従前の戸籍	父の新戸籍			子の従前の戸籍		子の新戸籍	
右同	子の身分事項欄	父の身分事項欄	子の身分事項欄	父の身分事項欄	戸籍事項欄	子の配偶者（妻）の身分事項欄	筆頭者である子（夫）の身分事項欄	子の配偶者（妻）の身分事項欄	筆頭者となる子（夫）の身分事項欄
令和六年参月七日従前の氏に復する入籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和五年弐月四日父の氏を称する入籍親権者母届出同月六日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	令和五年弐月四日子の入籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞	令和五年弐月四日父の氏を称する入籍親権者母届出京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍から入籍㊞	子の入籍届出令和五年弐月四日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍㊞	令和五年弐月四日編製㊞	令和拾参年四月六日夫とともに除籍㊞	令和拾参年四月六日父母の氏を称する入籍妻とともに届出京都市北区小山初音町十八番地に乙川の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	令和拾参年四月拾弐日夫とともに入籍㊞	令和拾参年四月六日父母の氏を称する入籍妻とともに届出同月拾弐日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞

167	従前の氏に復する入籍届	復氏後の本籍地	子の従前の戸籍	右同	令和六年参月七日従前の氏に復する入籍届出同月九日京都市北区長から通知同区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍に入籍につき除籍㊞					
168	右	右同	子の新戸籍	戸籍事項欄	令和七年四月九日編製㊞					
169	復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合			子の身分事項欄	令和七年四月九日従前の氏に復する入籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞					
170	同		子の従前の戸籍	右同	令和七年四月九日従前の氏に復する入籍届出同月拾弐日京都市北区長から通知同区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍㊞					
171	分籍届	本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	令和四年壱月拾九日編製㊞					
172				分籍者の身分事項欄	令和四年壱月拾九日分籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍㊞					
173			従前の戸籍	右同	令和四年壱月拾九日分籍届出東京都千代田区平河町一丁目百十番地に新戸籍編製につき除籍㊞					
174	国籍取得届（父の戸籍に入籍する場合）	本籍地	父の戸籍	国籍取得者の身分事項欄	令和九年弐月拾五日国籍取得同月弐拾四日親権者父母届出入籍（取得の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナール、マリア）㊞					
175	帰化届	帰化後の本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	令和九年参月九日編製㊞					
176				帰化者の身分事項欄	令和九年参月四日帰化同月九日届出入籍（帰化の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナール、マリア）㊞					

一三　分籍

一四　国籍の得喪

177	178	179	180	181	182	183	184
国籍喪失届 （自己の志望によって外国の国籍を取得した場合）	国籍選択届	国籍喪失報告 （外国の国籍を選択した場合）	右同 （国籍を離脱した場合）	右同 （国籍法十五条三項による場合）	右同 （国籍法十六条二項による場合）	外国国籍喪失届	戸籍法百七条一項による氏の変更届
本籍地	右同					非本籍地	本籍地
喪失者の戸籍	選択者の戸籍	喪失者の戸籍	右同	右同	右同	外国国籍喪失者の戸籍	氏を変更する者の戸籍
喪失者の身分事項欄	選択者の身分事項欄	喪失者の身分事項欄	右同	右同	右同	外国国籍喪失者の身分事項欄	戸籍事項欄
令和八年五月七日アメリカ合衆国の国籍を取得したため国籍喪失同月弐拾七日叔父乙山一郎届出除籍㊞	令和拾七年五月拾五日国籍選択の宣言届出㊞	令和拾五年八月参日ブラジルの国籍を選択したため国籍喪失同年九月壱日在サンパウロ総領事報告除籍㊞	令和拾五年八月参日アメリカ合衆国の国籍を有し日本国籍を離脱したため国籍喪失同月七日東京法務局長報告除籍㊞	令和拾五年八月参日国籍選択の催告を受けて選択をしなかったため国籍喪失同年拾月七日大阪法務局長報告除籍㊞	令和拾五年八月参日国籍喪失の宣告を受けたため国籍喪失同月七日法務省民事局長報告除籍㊞	令和拾壱年五月六日アメリカ合衆国の国籍喪失同月参拾日届出同年六月八日東京都千代田区長から通知㊞	令和九年拾月拾七日戸籍法百七条一項の氏変更届出㊞

一五　氏名の変更

185	戸籍法百七条二項による氏の変更届	右同	右同	氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	令和九年五月八日戸籍法百七条二項の氏変更届出㊞				
186				氏を変更する者の身分事項欄		令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出㊞ 令和九年五月八日戸籍法百七条二項の氏変更届出㊞				
187				氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東京都中央区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍㊞				
188	右子が氏を変更する者と同一の戸籍にある場合同	非本籍地								
189				氏を変更する者の従前戸籍	右同	令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東京都中央区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「ファンデンボッシュ」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞				
190	戸籍法百七条三項による氏の変更届	右同	右同	氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	令和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出㊞ 令和拾年参月九日編製㊞				
191				氏を変更する者の身分事項欄	右同	令和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地ファンデンボッシュ梅子戸籍から入籍㊞				
192	右子が氏を変更する者と同一の戸籍にある場合			氏を変更する者の従前戸籍		令和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「乙野」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞				
193	戸籍法百七条四項による氏の変更届	右同		氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	令和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出㊞ 令和九年拾月五日編製㊞				
194				氏を変更する者の身分事項欄	右同	令和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さいたま市浦和区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍㊞				
195				氏を変更する者の従前戸籍		令和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さいたま市浦和区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「ファンデンボッシュ」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞				

一六 転籍	196	名の変更届	本籍地	名を変更する者の戸籍	名を変更する者の身分事項欄	令和五年弐月拾六日名の変更届出㊞					
	197	転籍届（一の市町村から他の市町村に転籍する場合）	転籍地	転籍後の戸籍	戸籍事項欄	㊞ 令和四年壱月弐拾日千葉市中央区千葉港五番地から転籍届出					
	198			転籍前の戸籍	右同	令和四年壱月弐拾日東京都千代田区西神田一丁目四番地に転籍届出同月弐拾壱日同区長から通知消除㊞					
一七 就籍	199	同（右同一市町村内で転籍する場合）	本籍地	転籍者の戸籍	右同	令和五年弐月六日西神田二丁目十番地に転籍届出㊞					
	200	就籍届	就籍地	新戸籍	戸籍事項欄	令和弐拾四年六月弐拾八日編製㊞					
	201				就籍者の身分事項欄	令和弐拾四年六月弐拾弐日就籍許可の裁判確定同月弐拾八日届出㊞					
一八 戸籍の訂正											

202	203	204	205	206	207	208	209
出生の日の訂正申請	嫡出子否認の裁判による訂正申請	父を定める裁判による訂正申請		親子関係不存在確認の裁判による訂正申請		養子縁組無効の裁判による訂正申請	
訂正すべき記載のある者の戸籍	子の戸籍	父の戸籍	子の従前の戸籍	子の戸籍	養子の縁組前の戸籍	養親の戸籍	
訂正すべき記載のある者の身分事項欄	子の身分事項欄	右同	右同	右同	養子の従前の身分事項欄	養父母の各身分事項欄	養子の身分事項欄
令和四年壱月参拾日戸籍訂正許可の裁判確定同年弐月拾七日父申請出生の日訂正㊞	令和八年五月弐日嫡出子否認の裁判確定同月七日甲野義太郎申請父の記載消除父母との続柄訂正㊞	令和六年六月拾壱日父を丙山信雄と定める裁判確定同月拾六日同人申請東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和六年六月拾壱日父を丙山信雄と定める裁判確定同月拾六日同人申請同月拾八日千葉市中央区長から通知同市中央区千葉港五番地丙山信雄戸籍に入籍につき除籍㊞	令和六年七月七日丙野久吉及び同人妻ハナとの親子関係不存在確認の裁判確定同月拾六日甲野義太郎申請消除㊞	令和六年八月四日養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効の裁判確定同月八日養父母申請同月拾壱日東京都千代田区長から通知縁組の記載消除㊞	令和六年八月四日養子英助との養子縁組無効の裁判確定同月八日申請縁組の記載消除㊞	令和六年八月四日養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効の裁判確定同月八日養父母申請消除㊞

210	211	212	213	214	215	216	217	218
婚姻無効の裁判による訂正申請					複本籍につき訂正申請をする者がないために職権訂正		性別の取扱いの変更の裁判確定による嘱託	
夫の婚姻前の戸籍	妻の婚姻前の戸籍	夫婦の戸籍			複本籍者の除かれるべき戸籍	性別の取扱いの変更の裁判を受けた者の新戸籍		性別の取扱いの変更の裁判を受けた者の従前の戸籍
夫の従前の身分事項欄	妻の従前の身分事項欄	戸籍事項欄	夫の身分事項欄	妻の身分事項欄	複本籍者の身分事項欄	戸籍事項欄	変更の裁判を受けた者の身分事項欄	変更の裁判を受けた者の身分事項欄
令和五年拾月拾壱日妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定同月弐拾日申請婚姻の記載消除㊞	令和五年拾月拾壱日夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定同月弐拾日夫申請婚姻の記載消除㊞	令和五年拾月弐拾日消除㊞	令和五年拾月拾壱日妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定同月弐拾日申請消除㊞	令和五年拾月拾壱日夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定同月弐拾日夫申請消除㊞	千葉市中央区千葉港五番地甲野義太郎同籍英助の複本籍につき令和四年拾壱月九日許可同月拾日消除㊞	令和弐拾四年八月弐拾参日編製㊞	令和弐拾四年八月弐拾日平成拾五年法律第百十一号三条による裁判確定同月弐拾参日嘱託東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍父母との続柄の記載更正㊞	令和弐拾四年八月弐拾日平成拾五年法律第百十一号三条による裁判確定同月弐拾参日嘱託東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞